

おおい町令和5年度・令和6年度入札参加資格申請審査要綱

〔 令和4年12月9日  
告示第278号 〕

改正 令和5年5月25日告示第140号

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、おおい町が令和5年度から令和6年度にかけて発注する建設工事、測量・建設コンサルタント、物品の契約に係る入札の参加に必要な資格の審査に関し必要な事項を定め、資格審査を希望する者は、この要綱に基づき申請するものとする。

(入札参加資格の要件)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 税を滞納している者(共同企業体の場合はすべての構成員)
- (3) 申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載した者
- (4) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事項があった者
- (5) 建設工事申請者においては、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けていない者
- (6) 測量・建設コンサルタント申請者においては、参加を希望する業務に必要な資格の登録を受けていない者
- (7) 物品申請者においては、営業に関し必要な許可を得ていない者

(申請期間、申請方法、申請期限及び有効期間)

第3条 申請期間、申請方法、申請期限及び有効期間については、次のとおりとする。

(1) 申請期間

令和5年6月1日から令和6年12月28日の間で、土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までの日を除く日

(2) 申請方法及び申請期限

郵送申請 申請期間終了日当日の消印有効

(3) 有効期間

おおい町が登録した日の翌日から令和7年5月31日まで

(提出場所)

第4条 申請に係る必要書類は、次の場所に提出しなければならない。

郵便番号919-2111

福井県大飯郡おおい町本郷第136号1番地1 おおい町役場 会計契約課

(提出書類及び注意事項)

第5条 申請については、「おおい町入札参加資格審査申請システム令和5年度・6年度」をおおい町公式ホームページからダウンロードし、入力印刷した紙媒体及びCD媒体による電子データ並びに次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を紙ファイルに綴り、紙ファイルの表と背に商号等を明記のうえ1部提出するものとする。

(1) 建設工事

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）
- イ 経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書の写し
- ウ 建設業許可証明書の写し
- エ 履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明書（個人）の写し
- オ 工事経歴書（提出前1年間）
- カ 次の区分に応じた納税証明書（提出前1年間、写し可。ただし、委任する場合は、支社、支店又は営業所等のものとする。）
  - (ア) 法人 国税様式その3の3（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（法人市町村民税、固定資産税）
  - (イ) 個人 国税様式その3の2（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（市町村民税、固定資産税、国民健康保険税）
- キ 建設業又は中小企業退職金共済組合加入証明書の写し
- ク 委任先がある場合は委任状
- ケ 印鑑証明書（写し可）
- コ 使用印鑑届（使用印・実印を押印）
- サ 県内事業所のみ営業用機械器具調べ
- シ 常勤技術者調べ

(2) 測量・建設コンサルタント

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント）
- イ 登録証明書又はその写し
- ウ 履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明書（個人）の写し
- エ 財務諸表（直前2年度分。ただし、会社設立後2年に満たない場合は1年又は半年分の決算書。）
- オ 次の区分に応じた納税証明書（提出前1年間、写し可。ただし、委任する場合は、支社、支店又は営業所等のものとする。）
  - (ア) 法人 国税様式その3の3（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（法人市町村民税、固定資産税）
  - (イ) 個人 国税様式その3の2（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（市町村民税、固定資産税、国民健康保険税）
- カ 委任先がある場合は委任状
- キ 印鑑証明書（写し可）
- ク 使用印鑑届（使用印・実印を押印）
- ケ 測量等実績調書（提出前1年間）

(3) 物品

- ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品）

- イ 許可、認可等を要する営業にあつては、許可、認可等を得たことを証明する書類の写し
- ウ 履歴事項全部証明書（法人）又は身元（身分）証明書（個人）の写し
- エ 財務諸表（直前2年度分。ただし、会社設立後2年に満たない場合は1年又は半年分の決算書。）
- オ 業務経歴書（提出前1年間）
- カ 次の区分に応じた納税証明書（提出前1年間、写し可。ただし、委任する場合は、支社、支店又は営業所等のものとする。）
  - (ア) 法人 国税様式その3の3（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（法人市町村民税、固定資産税）
  - (イ) 個人 国税様式その3の2（法人税、消費税及び地方消費税）  
都道府県税（法人都道府県民税・事業税）  
市町村税（市町村民税、固定資産税、国民健康保険税）
- キ 委任先がある場合は委任状
- ク 印鑑証明書（写し可）
- ケ 使用印鑑届（使用印・実印を押印）

2 申請に当たっては、次の各号に掲げる事項について、注意しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）及び関係諸法令並びにおおい町条例等を確認し、遵守のうえ提出すること。
- (2) 官公署等証明書類は、直近3カ月以内のもので、鮮明であれば複写も可とすること。
- (3) 商号、代表者名にはふりがなを入れること。

3 申請書一式を綴る紙ファイルの色は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事 水色
  - (2) 測量・建設コンサルタント 黄色
  - (3) 物品 ピンク色
- (申請事項の変更)

第6条 入札参加資格審査申請後に申請内容に変更が生じた場合は、直ちにその実を証明する書類を添え、任意様式により紙媒体にて届出るものとする。なお、建設工事に係る「経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書」の更新については不要とする。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年12月9日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年5月25日告示第140号）

この告示は、令和5年6月1日から施行する。